

名古屋市公報	平成31年 3月27日 第1301号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(市経・地域振興課) (第10号)	4
告	示	
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第128号)	5
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第129号)	20
○ 名古屋市下志段味特定土地地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第130号)	22
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課) (第131号)	23
○ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(財政・固定資産税課) (第132号)	100
○ 名古屋市徳重北部土地地区画整理組合の解散認可	(住都・市街地整備課) (第133号)	101
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第134号)	102
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第135号)	105
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第136号)	107
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第137号)	108
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第138号)	111
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第139号)	113
○ 名古屋市徳重東部第二土地地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第140号)	114
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定	(防災・地域防災室) (第141号)	115
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の取消し	(防災・地域防災室) (第142号)	118
○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定	(防災・地域防災室) (第143号)	119

○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の取消し	(防災・地域防災室) (第144号)	121
○ 行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定について	(緑土・道路管理課) (第145号)	122

監 査 委 員 会 規 程

○ 名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程	(第1号)	126
--------------------------------------	-------	-----

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第6号)	128
○ 名古屋市美術館の臨時休館について	(第7号)	129
○ 個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について	(第8号)	130
○ 名古屋市総合体育館の臨時休館期間の変更について	(第9号)	131

人 事 委 員 会 規 則

○ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(第1号)	132
○ 出勤簿処理規則の一部を改正する規則	(第2号)	139
○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	(第3号)	140

農 業 委 員 会 規 程

○ 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程	(第1号)	142
---------------------------------	-------	-----

交 通 局 告 示

○ 乗合自動車の運行系統の変更、廃止及び停留所の新設等について	(第3号)	143
---------------------------------	-------	-----

交 通 局 管 理 規 程

○ 高速電車乗車料条例施行規程の一部改正	(第2号)	147
----------------------	-------	-----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	148
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	150
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	152
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里の利用料金の公告	(教育・文化財保護室)	154

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第10号）

1 内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第59号）の施行期日を平成31年 4月 1日と定めるものです。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年 3 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第10号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第59号）の施行期日は、平成31年 4 月 1 日とする。

名古屋市告示第128号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、平成31年3月18日から供用を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年3月18日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	1	下志段味第197号線	名古屋市守山区大字下志段味字西島2376番の6地先から 名古屋市守山区大字下志段味字池田825番の5地先まで	0.201	6.00	第 1 附 図
	2	下志段味第198号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2510番の6地先から 名古屋市守山区大字下志段味字小段2363番の2地先まで	0.152	6.00	
	3	下志段味第199号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2587番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2540番地先まで	0.095	6.00	

4	下志段味第200号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2539番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2540番地先まで	0.038	9.00	第 2 図 附 図
5	下志段味第201号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2598番の2地先から 名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2523番地先まで	0.129	6.00	
6	下志段味第202号線	名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2587番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字深沢2613番の2地先まで	0.118	9.00	
7	下志段味第203号線	名古屋市守山区大字下志段味字西島2376番の6地先から 名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2478番の4地先まで	0.238	6.00	
8	下志段味第204号線	名古屋市守山区大字下志段味字西島2371番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字下東禅寺2435番の7地先まで	0.194	6.00	
1	上志段味第85号線	名古屋市守山区大字上志段味字前山1387番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字青り掛1317番の1地先まで	0.287	6.00	
2	上志段味第86号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1974番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1984番地先まで	0.103	6.00	
3	上志段味第87号線	名古屋市守山区大字上志段味字寺山1205番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大塚1231番の2地先まで	0.410	6.00	
4	上志段味第88号線	名古屋市守山区大字上志段味字大塚1288番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大塚1239番地先まで	0.110	6.00	

5	上志段味第89号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1970番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1992番の3地先まで	0.054	6.00
6	上志段味第90号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1965番の3地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1994番の1地先まで	0.047	9.00
7	上志段味第91号線	名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1677番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1779番の4地先まで	0.152	6.00
8	上志段味第92号線	名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1725番の6地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1782番地先まで	0.116	6.00
9	上志段味第93号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1760番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1792番地先まで	0.096	9.00
10	上志段味第94号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1870番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1873番地先まで	0.029	12.00
11	上志段味第95号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1895番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1903番地先まで	0.054	12.00
12	上志段味第96号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1917番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1943番地先まで	0.092	6.00
13	上志段味第97号線	名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1677番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1746番の2地先まで	0.200	9.00

14	上志段味第98号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1775番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1750番の4地先まで	0.222	6.00	
15	上志段味線第2号	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前601番の5地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1476番の1地先まで	0.258	23.00 ～ 26.00	
16	上志段味第99号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1974番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1960番の1地先まで	0.269	6.00	
17	上志段味第100号線	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1934番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2075番地先まで	0.576	6.00	
18	上志段味第101号線	名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1992番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1961番の1地先まで	0.262	6.00	
19	上志段味第102号線	名古屋市守山区大字上志段味字前山1403番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1992番の3地先まで	0.174	6.00 ～ 9.00	
20	上志段味第103号線	名古屋市守山区大字上志段味字大塚1239番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大塚1243番の1地先まで	0.100	6.00	
1	横井二丁目第2号線	名古屋市中川区横井二丁目73番の30地先から 名古屋市中川区横井二丁目73番の43地先まで	0.108	6.00	第 3 附 図
1	作の山町第3号線	名古屋市緑区作の山町80番の69地先から 名古屋市緑区作の山町80番の22地先まで	0.255	6.00	第 4 附 図

	2	作の山町第4号線	名古屋市緑区作の山町80番の20地先から 名古屋市緑区作の山町80番の1地先まで	0.119	6.00	第5 附図
	3	作の山町第5号線	名古屋市緑区作の山町80番の29地先から 名古屋市緑区作の山町80番の29地先まで	0.018	6.00	
	1	助光二丁目第2号線	名古屋市中川区助光二丁目1224番地先から 名古屋市中川区一色新町二丁目2715番地先まで	0.809	平均 3.00	

2 路線の認定及び道路の区域決定

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	21	上志段味自転車歩行者道第3号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1475番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1974番地先まで	0.045	6.00	第2 附図
	22	上志段味自転車歩行者道第4号線	名古屋市守山区大字上志段味字青り掛1348番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字青り掛1354番地先まで	0.045	4.00	

3 路線の一部廃止及び供用廃止

整理 符号	路 線 名	起 終 点	摘 要
ア	新川線	起点 名古屋市中川区伏屋五丁目1044番地先 終点 名古屋市中川区一色新町二丁目2715番地先	第6 附図
ア	品川町第3号線	起点 名古屋市港区品川町2丁目73番地先 終点 名古屋市港区品川町2丁目47番の2地先	第7 附図
イ	品川遠若町第5号線	起点 名古屋市港区遠若町2丁目42番の1地先 終点 名古屋市港区遠若町2丁目55番地先	

ア	瀬古末新田 3 号線	起点 名古屋市守山区瀬古東三丁目1516番地先 終点 名古屋市守山区瀬古東三丁目1516番地先	第 8 附 図
ア	有松第31号線	起点 名古屋市緑区有松三丁目508番地先 終点 名古屋市緑区有松三丁目714番地先	第 9 附 図

4 路線の廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点	摘 要
1	有松第 9 号線	起点 名古屋市緑区有松64番地先 終点 名古屋市緑区有松三丁目111番の 1 地先	第 9 附 図

5 道路の区域変更及び供用開始

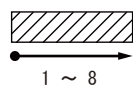
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	東名東西第21号線	名古屋市守山区大字下志段味 字下東禅寺2450番の 3 地先から	前	0.006	4.00	第 1 附 図 交差部の拡幅
			名古屋市守山区大字下志段味 字下東禅寺2450番の 3 地先まで	後	0.006	4.00	
県道	A	名古屋多治見線	名古屋市守山区大字上志段味 字羽根566番の 2 地先から	前	0.243	9.83 ～ 10.48	第 2 附 図
			名古屋市守山区大字上志段味 字茂中637番の 1 地先まで	後	0.243	25.00 ～ 28.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

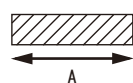
第1 附図



凡 例

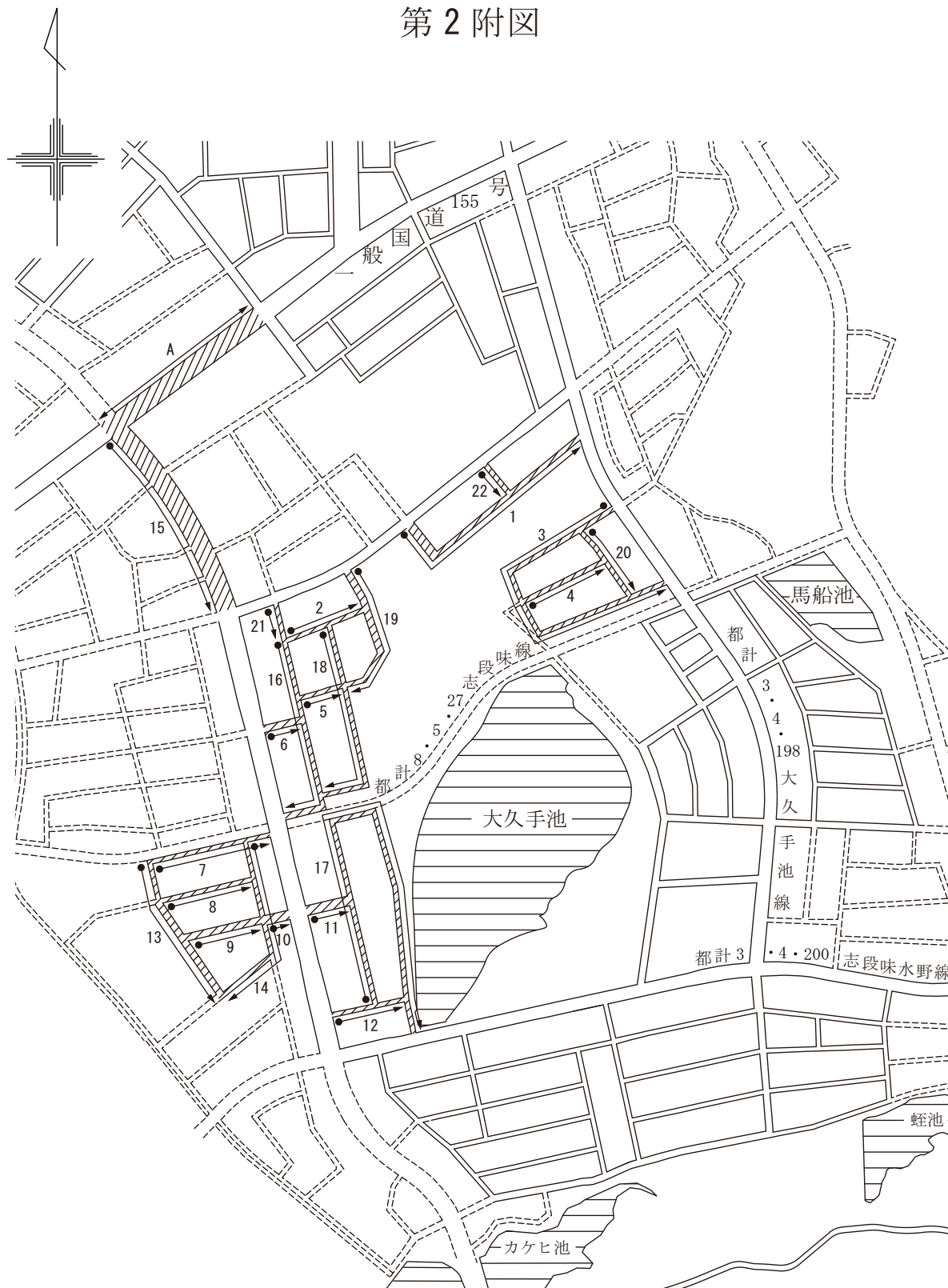


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

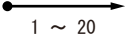
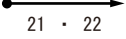
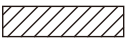


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第2 附図



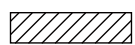
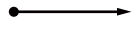
凡 例

- | | |
|---|-------------------------|
|  | 市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分 |
|  | 1 ~ 20 |
|  | 市道に認定し道路の区域を決定する部分 |
|  | 21 ・ 22 |
|  | 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分 |
|  | A |

第 3 附図



凡 例

-  市道に認定し道路の区域を
-  決定し供用開始する部分

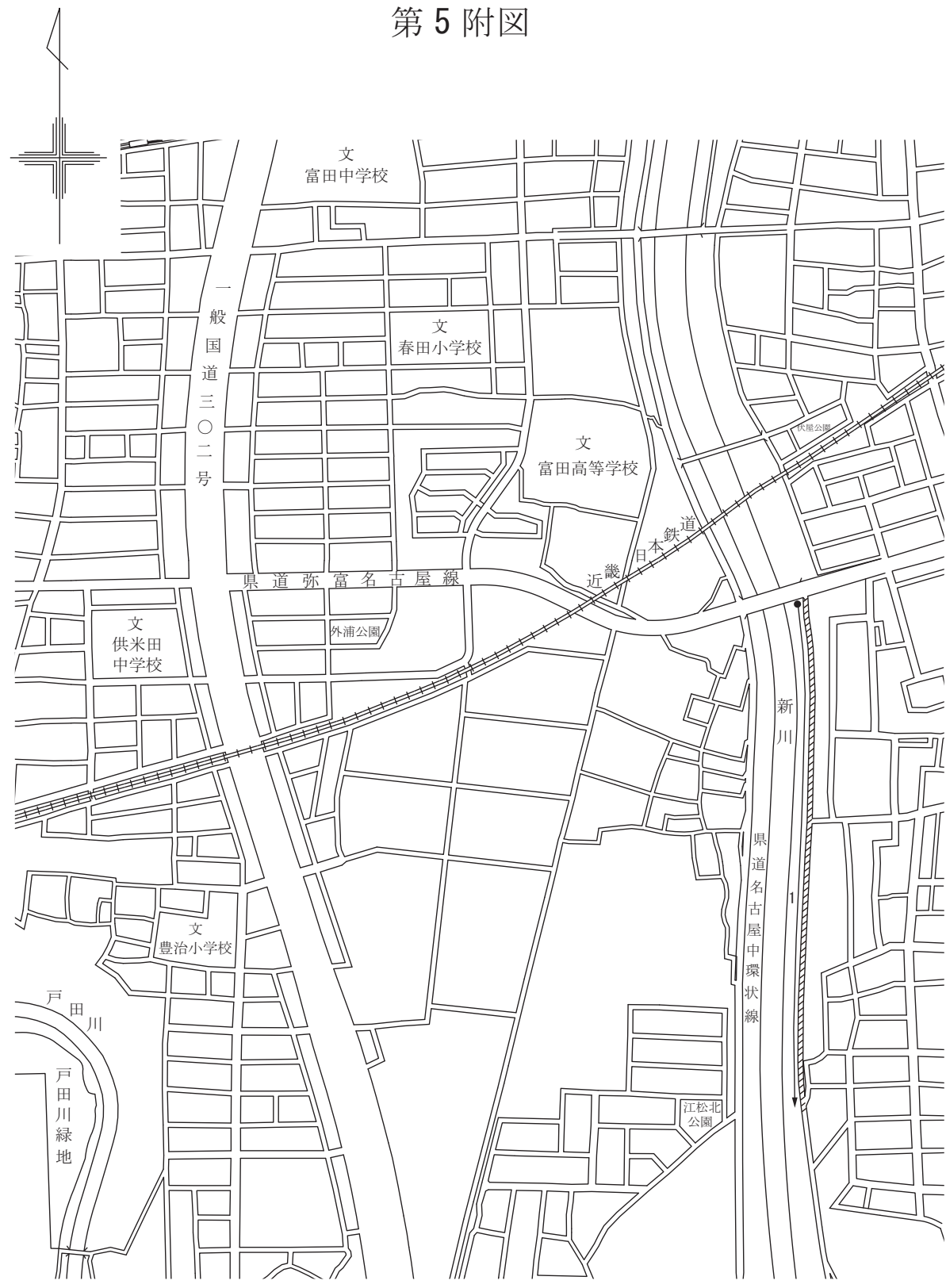
第 4 附図



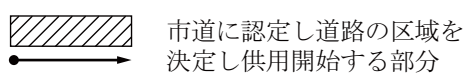
凡 例

-  市道に認定し道路の区域を
-  決定し供用開始する部分

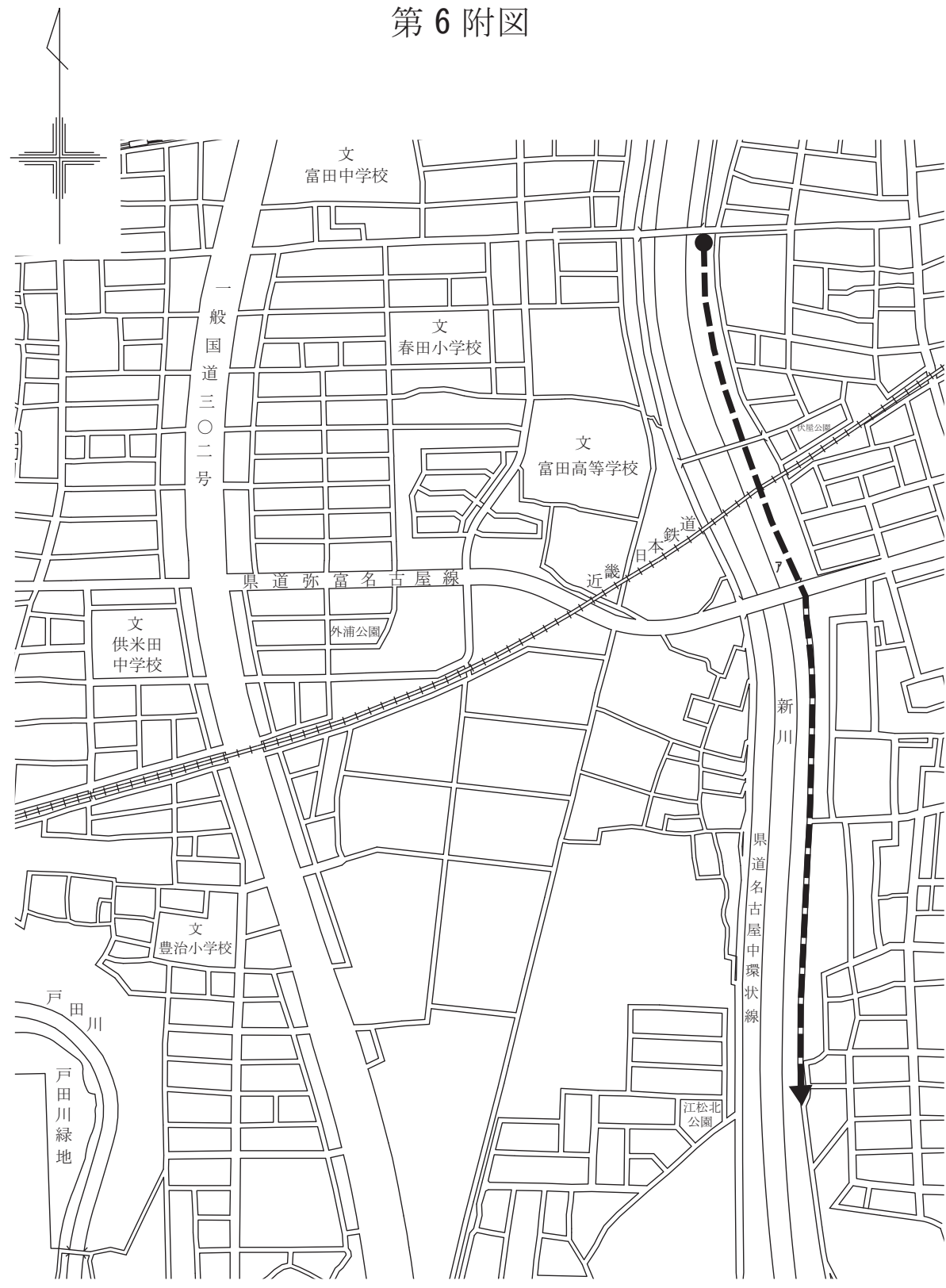
第 5 附図



凡 例



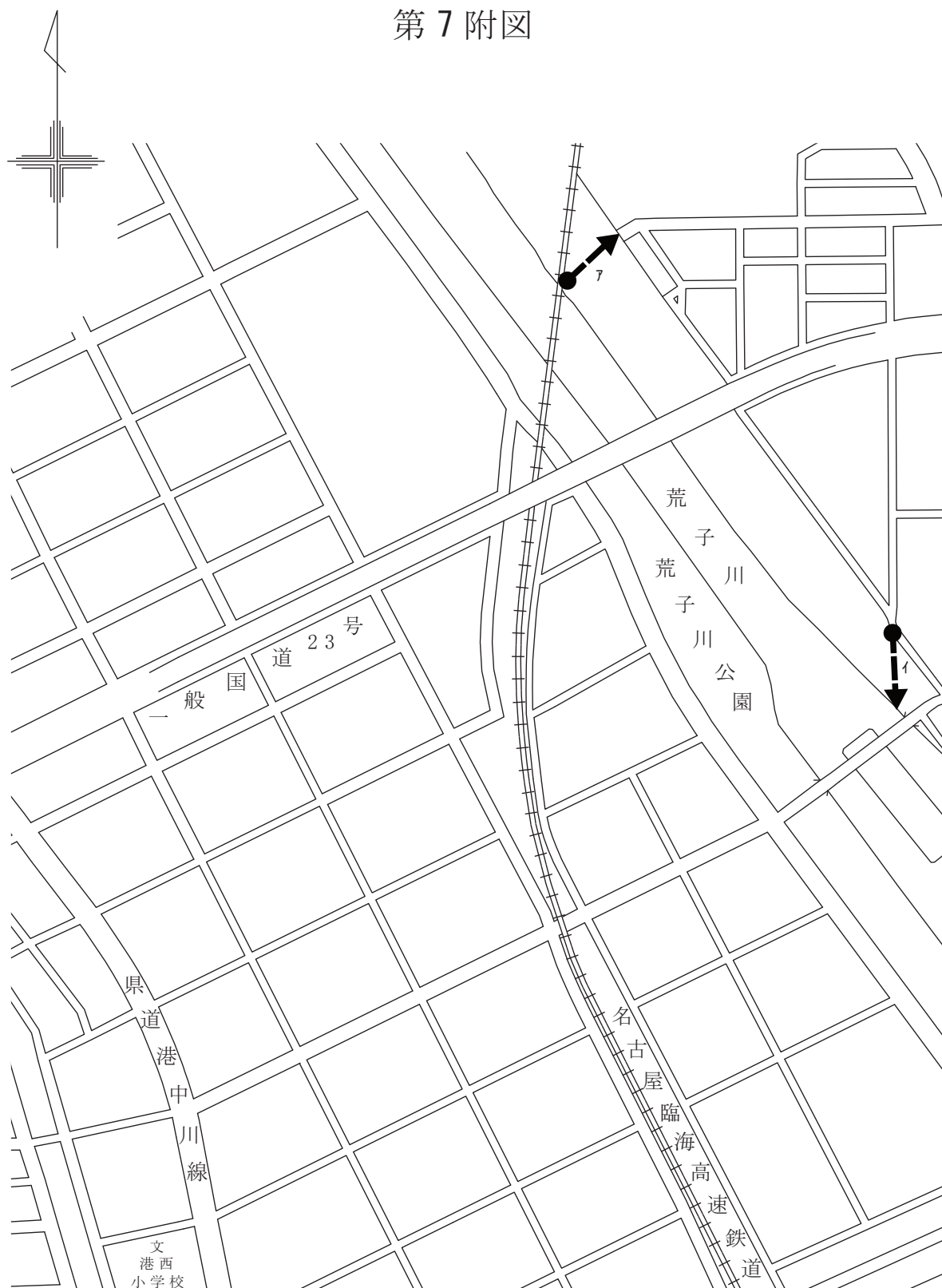
第 6 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第7 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

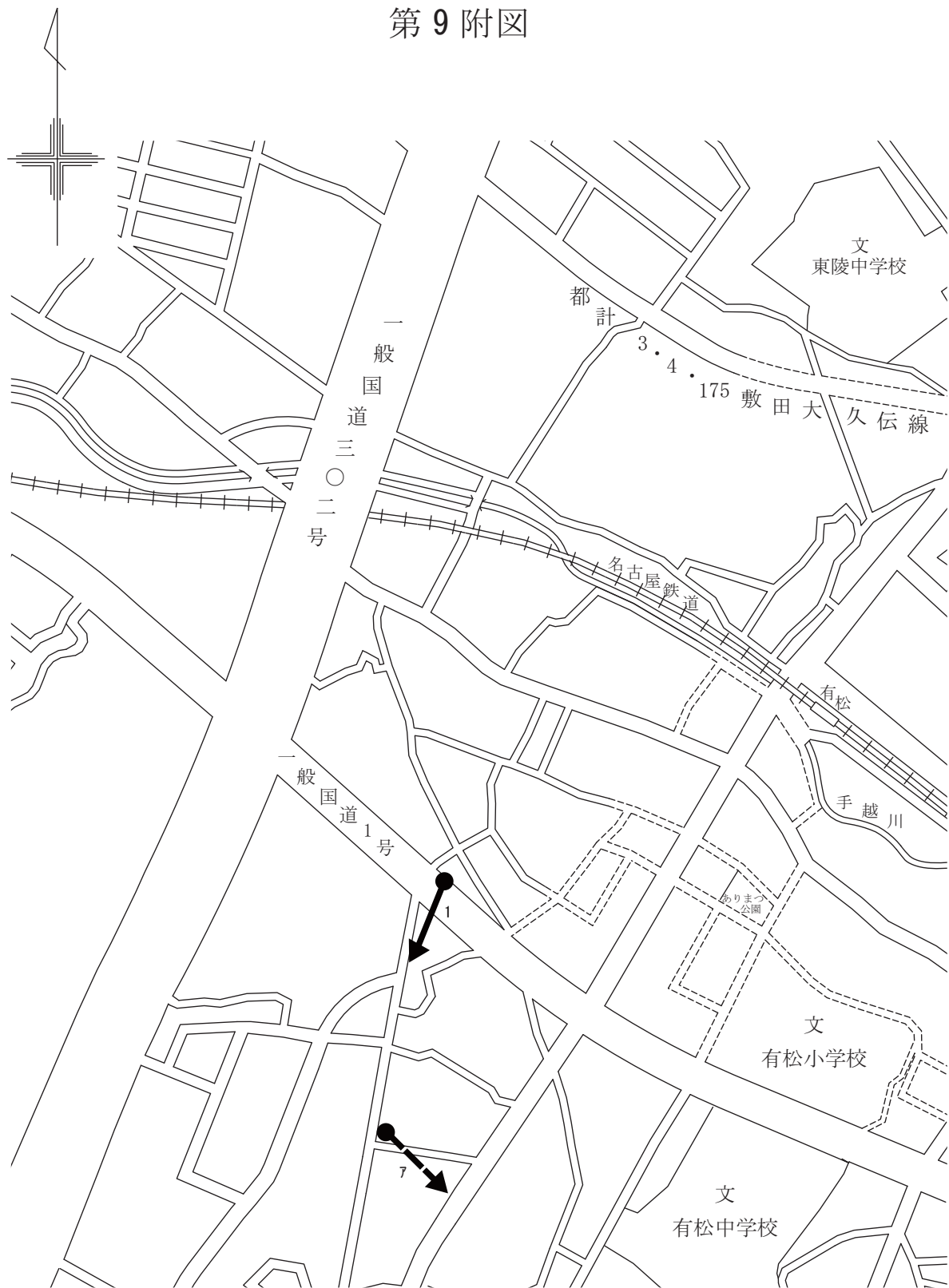
第 8 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第 9 附図



凡 例

- - - - - -> 一部廃止し供用廃止する部分
- - - - - -> 廃止する路線

名古屋市告示第129号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成30年3月18日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年3月18日

名古屋市長 河村 たかし

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

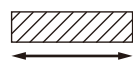
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	上志段味自転車歩行者道第3号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1475番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字大久手下1974番地先まで	附 図
	2	上志段味自転車歩行者道第4号線	名古屋市守山区大字上志段味字青り掛1348番の2地先から 名古屋市守山区大字上志段味字青り掛1354番地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



自転車歩行者専用道路に
指定し供用開始する部分

名古屋市告示第 130 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

平成31年 3 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市下志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字下志段味字西新外 656 番地
- 3 設立認可の年月日
平成 4 年 9 月 8 日
- 4 変更の内容
事業施行期間を平成35年 3 月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
平成31年 3 月19日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第131号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成31年3月15日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成31年3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 平成31年度名古屋市一般会計予算
- 2 平成31年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
- 3 平成31年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 平成31年度名古屋市介護保険特別会計予算
- 5 平成31年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 平成31年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
- 7 平成31年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 8 平成31年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算
- 9 平成31年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
- 10 平成31年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
- 11 平成31年度名古屋市基金特別会計予算
- 12 平成31年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
- 13 平成31年度名古屋市公債特別会計予算
- 14 平成31年度名古屋市病院事業会計予算
- 15 平成31年度名古屋市水道事業会計予算
- 16 平成31年度名古屋市工業用水道事業会計予算
- 17 平成31年度名古屋市下水道事業会計予算
- 18 平成31年度名古屋市自動車運送事業会計予算
- 19 平成31年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

名古屋市財政局財政部財政課

平成 31 年度名古屋市一般会計予算

平成 31 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,249,889,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		594,502,001
	1 市 民 税	295,493,000
	2 固 定 資 産 税	217,446,000
	3 軽 自 動 車 税	2,567,000
	4 市 た ば こ 税	15,145,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
	6 事 業 所 税	16,495,000
	7 都 市 計 画 税	47,356,000
2 地 方 譲 与 税		6,454,101
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,377,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,368,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	88,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	565,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	7 石 油 ガ ス 譲 与 税	56,000
3 県 税 交 付 金		68,090,000
	1 利 子 割 交 付 金	515,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,558,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,939,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	652,000
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	46,290,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	74,000
	7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,794,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	738,000

款	項	金 額 千円
	9 軽油引取税交付金	13,530,000
4 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		8,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	8,000
5 地方特例交付金		6,590,000
	1 地方特例交付金	2,910,000
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	3,680,000
6 地方交付税		6,800,000
	1 地方交付税	6,800,000
7 交通安全対策特別交付金		900,000
	1 交通安全対策特別交付金	900,000
8 使用料及び手数料		45,499,657
	1 使 用 料	34,586,033
	2 手 数 料	6,206,087
	3 診 療 収 入	2,552,525
	4 介 護 収 入	1,313,818
	5 支 援 収 入	841,194
9 国庫支出金		212,626,245
	1 負 担 金	178,165,108
	2 補 助 金	33,716,610
	3 委 託 金	744,527
10 県 支 出 金		58,998,100
	1 負 担 金	41,527,424
	2 補 助 金	12,703,386
	3 委 託 金	4,767,290
11 財 産 収 入		16,302,534
	1 財 産 運 用 収 入	2,432,393
	2 財 産 売 払 収 入	13,870,141

款	項	金 額 千円
12 寄 附 金		305,700
	1 寄 附 金	305,700
13 繰 入 金		21,793,969
	1 他 会 計 繰 入 金	21,793,969
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		120,632,692
	1 延滞金、加算金及び過料	184,651
	2 預 金 利 子	8,017
	3 他会計貸付金元利収入	1,057,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	87,596,820
	5 受 託 事 業 収 入	844,463
	6 収 益 事 業 収 入	9,480,135
	7 雑 入	21,461,606
16 市 債		90,386,000
	1 市 債	90,386,000
歳 入 合 計		1,249,889,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,381,894
	1 議 会 費	2,381,894
2 総 務 費		50,481,992
	1 総 務 管 理 費	23,508,430
	2 財 務 管 理 費	2,694,876
	3 選 挙 費	1,375,948
	4 統 計 調 査 費	262,306
	5 徴 税 費	16,862,426
	6 防 災 危 機 管 理 費	5,778,006
3 健 康 福 祉 費		331,024,801
	1 社 会 福 祉 費	97,202,534
	2 老 人 福 祉 費	58,651,046
	3 生 活 保 護 費	88,880,463
	4 国 民 年 金 費	953,971
	5 国 民 健 康 保 険 費	24,140,262
	6 介 護 保 険 費	30,116,280
	7 公 衆 衛 生 費	13,123,074
	8 環 境 衛 生 費	3,926,842
	9 保 健 所 費	9,812,132
	10 衛 生 研 究 所 費	4,218,197
4 子 ど も 青 少 年 費		174,150,671
	1 子 ど も 青 少 年 費	174,150,671
5 環 境 費		54,043,946
	1 環 境 保 全 費	5,160,677
	2 環 境 事 業 費	48,883,269
6 市 民 経 済 費		101,137,094

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	2,541,791
	2 区 役 所 費	15,371,030
	3 産 業 費	81,951,247
	4 工 業 研 究 所 費	1,273,026
7 観 光 文 化 交 流 費		10,957,297
	1 観 光 交 流 費	3,900,785
	2 文 化 交 流 費	5,085,865
	3 名 古 屋 城 費	1,970,647
8 緑 政 土 木 費		74,134,140
	1 土 木 管 理 費	8,350,166
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,473,786
	3 街 路 費	8,903,530
	4 治 水 費	9,506,588
	5 緑 政 費	23,505,480
	6 農 政 費	1,394,590
9 住 宅 都 市 費		51,068,724
	1 都 市 計 画 費	28,133,309
	2 住 宅 費	22,935,415
10 消 防 費		29,261,611
	1 消 防 費	29,261,611
11 教 育 費		185,979,986
	1 教 育 総 務 費	13,128,796
	2 小 学 校 費	81,882,410
	3 中 学 校 費	43,731,080
	4 高 等 学 校 費	11,207,293
	5 幼 稚 園 費	1,793,115
	6 特 別 支 援 学 校 費	4,963,599

款	項	金 額 千円
	7 大 学 費	8,998,690
	8 私 学 振 興 費	6,554,536
	9 生 涯 学 習 費	7,618,285
	10 体 育 費	6,102,182
12 公 債 費		129,116,312
	1 公 債 費	129,116,312
13 諸 支 出 金		56,050,532
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	56,050,532
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,249,889,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
8 緑 政 土 木 費	1 土 木 管 理 費	道路の復旧	30,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路・橋りよの整備	800,000
	3 街 路 費	街路の整備	1,300,000
	4 治 水 費	河川・排水路の整備	1,200,000
	5 緑 政 費	公園の整備	300,000
9 住 宅 都 市 費	1 都 市 計 画 費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住 宅 費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
災害対策本部の移設工事	平成32年度	69, 000
総合リハビリテーションセンターの空調設備改修工事	平成32年度 から 平成33年度 まで	158, 000
民間特別養護老人ホームの整備補助	平成32年度 から 平成33年度 まで	444, 000
歯科衛生士専門学校の電気設備改修工事	平成32年度	31, 000
母子生活支援施設にじが丘荘の移転改築	平成32年度	551, 000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	平成32年度 から 平成36年度 まで	3, 984, 000
山田地区集会施設の建設	平成32年度	132, 000
南陽工場焼却設備更新等の発注設計	平成32年度 から 平成33年度 まで	34, 000
南陽工場焼却設備解体工事の設計	平成32年度	30, 000
猪子石工場管理棟の外壁改修工事	平成32年度	35, 000
五条川工場の発電設備改修工事	平成32年度	386, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
香流橋地域センターの天井等落下防止対策工事	平成32年度	62, 000
香流橋地域センターのエレベーター更新工事	平成32年度	25, 000
千種区役所改築基本計画の策定等	平成32年度 から 平成33年度 まで	67, 600
瑞穂区役所の空調設備改修工事	平成32年度	44, 000
堀田コミュニティセンターの建設	平成32年度	96, 000
地域経済活性化促進事業	平成32年度	452, 000
国際展示場第2展示館等の電気設備改修工事	平成32年度	37, 000
国際展示場コンベンション施設の整備	平成32年度 から 平成34年度 まで	4, 000, 000
国際会議場整備事業者選定支援業務委託	平成32年度 から 平成33年度 まで	50, 924
芸術創造センターの空調設備等改修工事	平成32年度	537, 000
文化小劇場の天井等落下防止対策工事	平成32年度	108, 000
舗装道の補修	平成32年度	600, 000
側溝改良	平成32年度	130, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
黄金橋の耐震補強	平成32年度	155,000
東山こ道橋の耐震補強	平成32年度	214,000
熱田陸橋の耐震補強	平成32年度	133,000
運河橋の改築	平成32年度	59,000
交通安全施設の整備	平成32年度	150,000
正江橋の建設	平成32年度	255,000
中川橋の改築	平成32年度	184,000
鶴田ポンプ所のポンプ設備更新工事	平成32年度	51,000
戸田川排水機場のポンプ設備更新工事	平成32年度	165,000
排水施設整備	平成32年度	100,000
東山動植物園獣舎等の整備	平成32年度 から 平成33年度 まで	1,126,000
東山動植物園洋風庭園の整備	平成32年度	170,000
久屋大通公園北部園地・中央園地における特定公園施設整備履行確認支援業務委託	平成32年度	2,000
国際展示場メキシコ大通歩行者連絡通路の設計	平成32年度	19,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際展示場コンベンション施設歩行者 連絡通路の整備	平成32年度 から 平成34年度 まで	901,000
久屋駐車場の消火設備等改修工事	平成32年度 から 平成33年度 まで	671,000
市営住宅の建設	平成32年度 から 平成34年度 まで	4,182,000
小学校の新設	平成32年度	2,217,000
小学校校舎等のリニューアル改修工事	平成32年度	292,000
小学校校舎等の保全改修・設備改修工 事	平成32年度	112,000
小学校の空調設備改修工事	平成32年度	514,000
正木小学校校舎の賃借	平成32年度 から 平成36年度 まで	132,000
中学校校舎等のリニューアル改修工事	平成32年度	135,000
中学校校舎等の保全改修・設備改修工 事	平成32年度	337,000
幼稚園の空調設備改修工事	平成32年度	101,000
科学館ノーベル賞受賞者顕彰施設の整 備	平成32年度	890,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
美術館の外壁改修工事	平成32年度	101, 000
瑞穂公園陸上競技場改築等事業者選定 支援業務委託	平成32年度	26, 000
総合体育館レインボーホールの控室等 改修工事	平成32年度	173, 000
総合体育館レインボーホール等のトイレ 改修工事	平成32年度	254, 000
緑スポーツセンターのトイレ改修工事	平成32年度	122, 000
緑スポーツセンターの天井等落下防止 対策工事	平成32年度	371, 000
緑スポーツセンターの外壁改修工事	平成32年度	28, 000
香流橋プールの天井等落下防止対策工 事	平成32年度	109, 000
香流橋プールのエレベーター更新工事	平成32年度	22, 000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成35年度 まで	15,000,000 外に利息相当額	平成31年度 から 平成35年度 まで	9,100,000 外に利息相当額
北名古屋工場の建設・運営 (平成27年第1号議決)	平成28年度 から 平成52年度 まで	58,000,000	平成32年度 から 平成52年度 まで	24,274,000
国際展示場第1展示館の移転改築・維持管理 (平成30年第1号議決)	平成31年度 から 平成52年度 まで	34,356,000	平成32年度 から 平成52年度 まで	34,063,000
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 610千円を限度として補償する。	平成31年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 551千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,728,576千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成31年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,373,180千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成51年度 まで	285,774,000 外に利息相当額	平成31年度 から 平成52年度 まで	283,388,000 外に利息相当額

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成50年度 まで	61,742,000	平成31年度 から 平成51年度 まで	52,691,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成30年第1号議決)	平成30年度 から 平成37年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,105,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成31年度 から 平成38年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,935,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	237,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	68,000			
社会福祉施設整備費	659,000			
老人福祉施設整備費	474,000			
公衆衛生施設整備費	38,000			
動物指導施設整備費	52,000			
保健所整備費	98,000			
衛生研究所整備費	2,608,000			
子ども青少年施設整備費	1,581,000			
環境保全施設整備費	62,000			
廃棄物処理施設整備費	10,017,000			
市民活動施設整備費	8,000			
区役所整備費	271,000			
地域振興施設整備費	290,000			
産業施設整備費	233,000			
工業研究所整備費	68,000			
観光交流施設整備費	397,000			
文化交流施設整備費	829,000			
名古屋城整備費	137,000			
公共土木事業費	23,812,000			
公園緑地整備費	9,342,000			
農業振興施設整備費	75,000			
住宅建設費	2,750,000			
消防施設整備費	995,000			
教育センター整備費	683,000			
野外教育センター整備費	32,000			
義務教育施設整備費	6,339,000			
高等学校整備費	245,000			
幼稚園整備費	85,000			
特別支援学校整備費	41,000			
生涯学習施設整備費	274,000			
体育施設整備費	1,973,000			
高速道路建設資金貸付金	88,000			
高速道路事業出資金	33,000			
市立大学施設整備補助金	244,000			
市立大学施設整備資金貸付金	1,550,000			
病院事業出資金	2,626,000			
高速度鉄道事業補助金	685,000			
高速度鉄道事業出資金	2,387,000			
臨時財政対策債	18,000,000			
計	90,386,000			

平成 31 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 31 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 206,084,742 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		181,944,479
	1 保 険 料	46,621,760
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	49,000
	4 県 支 出 金	134,825,066
	5 諸 収 入	448,652
2 繰 入 金		24,140,262
	1 他 会 計 繰 入 金	24,140,262
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		206,084,742

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		206,064,742
	1 事 業 費	206,064,742
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		206,084,742

平成 31 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 31 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,479,875 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		27,431,971
	1 保険料	26,572,375
	2 手数料	1
	3 諸収入	859,595
2 繰入金		27,047,903
	1 他会計繰入金	27,047,903
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		54,479,875

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		54,459,875
	1 事業費	54,459,875
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		54,479,875

平成 31 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 31 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 196,928,490 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		163,557,508
	1 保 険 料	42,120,082
	2 手 数 料	28,766
	3 国 庫 支 出 金	44,194,086
	4 支 払 基 金 交 付 金	50,198,400
	5 県 支 出 金	26,955,065
	6 諸 収 入	61,109
2 繰 入 金		30,989,802
	1 他 会 計 繰 入 金	30,989,802
3 繰 越 金		2,381,180
	1 繰 越 金	2,381,180
歳 入 合 計		196,928,490

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		196,908,490
	1 事 業 費	194,527,311
	2 他 会 計 繰 出 金	2,381,179
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		196,928,490

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	平成32年度 から 平成36年度 まで	549,000

平成 31 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 31 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,233,259 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		856,259
	1 事 業 収 入	856,259
2 繰 入 金		66,000
	1 他 会 計 繰 入 金	66,000
3 繰 越 金		179,000
	1 繰 越 金	179,000
4 市 債		132,000
	1 市 債	132,000
歳 入 合 計		1,233,259

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,233,259
	1 事 業 費	1,233,259
歳 出 合 計		1,233,259

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	132,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 31 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 31 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,792,108 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,092,928
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,632,674
	2 財 産 収 入	75
	3 繰 入 金	245,703
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	443,475
	6 市 債	771,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,699,180
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	475,504
	2 財 産 収 入	474
	3 繰 入 金	2,161,877
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	871,324
	6 市 債	190,000
歳 入 合 計		7,792,108

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,092,928
	1 事 業 費	2,023,525
	2 整 備 費	822,600
	3 他 会 計 繰 出 金	1,246,703
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,699,180
	1 市 場 費	1,761,744
	2 と 畜 場 費	1,014,732
	3 他 会 計 繰 出 金	922,604
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		7,792,108

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場青果仲卸棟の消火設備改修工事	平成32年度	119,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成30年第6号議決)	平成30年度 から 平成33年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成31年度 から 平成34年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	771,000 190,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	961,000			

平成 31 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

平成 31 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,961,310 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		200,000
	1 寄 附 金	200,000
2 繰 入 金		503,310
	1 他 会 計 繰 入 金	503,310
3 市 債		3,258,000
	1 市 債	3,258,000
歳 入 合 計		3,961,310

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		3,961,310
	1 事 業 費	3,672,843
	2 他 会 計 繰 出 金	288,467
歳 出 合 計		3,961,310

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
木造天守閣の昇降に関する新技術の公募	平成32年度 から 平成33年度 まで	184, 555
天守閣木造復元の構台等仮設工事	平成32年度	1, 142, 000

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	3, 258, 000	普通貸借又は 証券発行	年5.0％以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 31 年度名古屋市土地区画整理組合 貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 31 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 175,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		150,000
	1 貸付金収入	150,000
2 市 債		25,000
	1 市 債	25,000
歳 入 合 計		175,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		175,000
	1 事業費	50,000
	2 他会計繰出金	125,000
歳 出 合 計		175,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	25,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 31 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 31 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 388,701 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		30,529
	1 国庫支出金	6,529
	2 諸収入	24,000
2 繰入金		334,172
	1 他会計繰入金	334,172
3 市債		24,000
	1 市債	24,000
歳入合計		388,701

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		388,701
	1 事業費	123,706
	2 他会計繰出金	264,995
歳出合計		388,701

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	24,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 31 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 31 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,343,693 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		468,469
	1 使 用 料	183,242
	2 他 会 計 繰 入 金	285,227
2 公 園 整 備 事 業 収 入		875,224
	1 他 会 計 繰 入 金	320,224
	2 市 債	555,000
歳 入 合 計		1,343,693

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		468,469
	1 事 業 費	468,469
2 公 園 整 備 事 業 費		875,224
	1 事 業 費	757,368
	2 他 会 計 繰 出 金	117,856
歳 出 合 計		1,343,693

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成21年第12号議決)	平成22年度 から 平成31年度 まで	230,000 外に利息等相当額	平成32年度 から 平成35年度 まで	62,154 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	555,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 31 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 31 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,932,026 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		156,311
	1 基 金 収 入	599
	2 繰 入 金	127,069
	3 基 金 積 戻 金	28,642
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		612,516
	1 基 金 収 入	4,148
	2 繰 入 金	275,548
	3 基 金 積 戻 金	332,819
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,049
	1 基 金 収 入	48
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		32,479
	1 基 金 収 入	1,590
	2 繰 入 金	15,000
	3 基 金 積 戻 金	15,888
	4 繰 越 金	1
5 名 古 屋 城 天 守 閣 積 立 基 金 収 入		400,195
	1 基 金 収 入	194
	2 繰 入 金	200,000
	3 基 金 積 戻 金	200,000
	4 繰 越 金	1
6 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		51,060

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	993
	2 繰 入 金	3, 000
	3 基 金 積 戻 金	47, 066
	4 繰 越 金	1
7 国際交流事業積立基金収入		8, 987
	1 基 金 収 入	4, 011
	2 繰 入 金	2, 000
	3 基 金 積 戻 金	2, 975
	4 繰 越 金	1
8 大規模施設整備積立基金収入		724, 513
	1 基 金 収 入	1, 275
	2 繰 入 金	102, 120
	3 基 金 積 戻 金	621, 117
	4 繰 越 金	1
9 リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金収入		10, 000, 001
	1 基 金 収 入	1
	2 繰 入 金	10, 000, 000
10 高速度鉄道建設積立基金収入		46
	1 基 金 収 入	45
	2 繰 越 金	1
11 環境保全基金収入		38, 609
	1 基 金 収 入	697
	2 繰 入 金	1, 000
	3 基 金 積 戻 金	36, 911
	4 繰 越 金	1
12 中区役所等管理基金収入		90, 808
	1 基 金 収 入	894

款	項	金 額 千円
	2 基 金 積 戻 金	89,913
	3 繰 越 金	1
13 介護給付費準備基金収入		3,257,223
	1 基 金 収 入	2,521
	2 繰 入 金	2,381,179
	3 基 金 積 戻 金	873,522
	4 繰 越 金	1
14 災害対策事業基金収入		6,176,113
	1 基 金 収 入	1,742
	2 繰 入 金	4,501,000
	3 基 金 積 戻 金	1,673,370
	4 繰 越 金	1
15 区まちづくり基金収入		40,147
	1 基 金 収 入	35
	2 繰 入 金	24,000
	3 基 金 積 戻 金	16,111
	4 繰 越 金	1
16 子ども・親総合支援基金収入		1,183,508
	1 基 金 収 入	2,779
	2 基 金 積 戻 金	1,180,728
	3 繰 越 金	1
17 アセットマネジメント基金収入		84,240
	1 基 金 収 入	2,135
	2 繰 入 金	61,104
	3 基 金 積 戻 金	21,000
	4 繰 越 金	1
18 アジア競技大会 ア 基 金 収 入		2,000,001

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	1
	2 繰 入 金	2,000,000
19 公 債 償 還 基 金 収 入		92,520,687
	1 基 金 収 入	674,870
	2 繰 入 金	47,208,640
	3 基 金 積 戻 金	44,637,176
	4 繰 越 金	1
20 財 政 調 整 基 金 収 入		6,549,533
	1 基 金 収 入	49,532
	2 基 金 積 戻 金	6,500,000
	3 繰 越 金	1
歳 入 合 計		123,932,026

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		156,311
	1 他 会 計 繰 出 金	29,242
	2 積 立 金	127,069
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		612,516
	1 他 会 計 繰 出 金	336,968
	2 積 立 金	275,548
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,049
	1 積 立 金	5,049
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		32,479
	1 他 会 計 繰 出 金	15,888
	2 積 立 金	16,591
5 名 古 屋 城 天 守 閣 積 立 基 金		400,195
	1 他 会 計 繰 出 金	200,000
	2 積 立 金	200,195
6 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		51,060
	1 他 会 計 繰 出 金	48,060
	2 積 立 金	3,000
7 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		8,987
	1 他 会 計 繰 出 金	6,987
	2 積 立 金	2,000
8 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		724,513
	1 他 会 計 繰 出 金	621,117
	2 積 立 金	103,396
9 リニア関連名古屋駅周辺 地区まちづくり基金		10,000,001
	1 積 立 金	10,000,001
10 高速度鉄道建設積立基金		46

款	項	金 額 千円
	1 積 立 金	46
11 環 境 保 全 基 金		38,609
	1 他 会 計 繰 出 金	37,609
	2 積 立 金	1,000
12 中 区 役 所 等 管 理 基 金		90,808
	1 他 会 計 繰 出 金	90,808
13 介 護 給 付 費 準 備 基 金		3,257,223
	1 他 会 計 繰 出 金	873,522
	2 積 立 金	2,383,701
14 災 害 対 策 事 業 基 金		6,176,113
	1 他 会 計 繰 出 金	1,673,370
	2 積 立 金	4,502,743
15 区 ま ち づ く り 基 金		40,147
	1 他 会 計 繰 出 金	16,111
	2 積 立 金	24,036
16 子 ども ・ 親 総 合 支 援 基 金		1,183,508
	1 他 会 計 繰 出 金	1,180,728
	2 積 立 金	2,780
17 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 基 金		84,240
	1 他 会 計 繰 出 金	21,000
	2 積 立 金	63,240
18 ア ジ ア 競 技 大 会 基 金		2,000,001
	1 積 立 金	2,000,001
19 公 債 償 還 基 金		92,520,687
	1 他 会 計 繰 出 金	44,637,176
	2 積 立 金	47,883,511
20 財 政 調 整 基 金		6,549,533

款	項	金 額 千円
	1 他 会 計 繰 出 金	6, 500, 000
	2 積 立 金	49, 533
歳 出	合 計	123, 932, 026

平成 31 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 31 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,955,126 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		6,116,539
	1 繰 入 金	1,275,862
	2 振 替 収 入	4,022,677
	3 市 債	818,000
2 都市開発用地取得資金収入		6,838,586
	1 繰 入 金	590,529
	2 振 替 収 入	5,548,057
	3 市 債	700,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		12,955,126

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		6,116,340
	1 取 得 費	824,997
	2 他 会 計 繰 出 金	5,291,343
2 都市開発用地取得費		6,838,586
	1 取 得 費	703,000
	2 他 会 計 繰 出 金	6,135,586
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		12,955,126

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	818,000 700,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,518,000			

平成 31 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 31 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 490,702,252 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		225, 275, 000
	1 公 債	225, 275, 000
2 繰 入 金		265, 397, 250
	1 他 会 計 繰 入 金	265, 397, 250
3 繰 越 金		30, 000
	1 繰 越 金	30, 000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		490, 702, 252

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		144, 545, 000
	1 起 債 額 繰 出	144, 545, 000
2 公 債 費		346, 157, 252
	1 公 債 償 還 金	298, 145, 573
	2 公 債 事 務 費	827, 039
	3 他 会 計 繰 出 金	47, 184, 640
歳 出 合 計		490, 702, 252

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	80,730,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

平成 31 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	150,426 人 (1 日 411 人)	198,960 人 (1 日 829 人)
西部医療センター	164,700 人 (1 日 450 人)	283,200 人 (1 日 1,180 人)
緑 市 民 病 院	65,880 人 (1 日 180 人)	78,300 人 (1 日 270 人)
計	381,006 人 (1 日 1,041 人)	560,460 人 (1 日 2,279 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター入院・診療棟の整備
東部医療センター旧棟取り壊し等の設計

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	16,217,788
第 1 項	医 業 収 益	13,815,247
第 2 項	医 業 外 収 益	2,142,901
第 3 項	特 別 利 益	259,640
第 2 款	西部医療センター収益	19,479,170
第 1 項	医 業 収 益	16,757,896
第 2 項	医 業 外 収 益	2,719,274
第 3 項	特 別 利 益	2,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	341,359

		千円
第 1 項	医 業 収 益	10,800
第 2 項	医 業 外 収 益	329,559
第 3 項	特 別 利 益	1,000
収 入	合 計	36,038,317

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	19,044,182
第 1 項	医 業 費 用	17,472,200
第 2 項	医 業 外 費 用	167,618
第 3 項	特 別 損 失	1,404,364
第 2 款	西部医療センター費	19,455,926
第 1 項	医 業 費 用	19,066,100
第 2 項	医 業 外 費 用	383,826
第 3 項	特 別 損 失	6,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	451,577
第 1 項	医 業 費 用	436,733
第 2 項	医 業 外 費 用	13,844
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 款	予 備 費	1,000
第 1 項	予 備 費	1,000
支 出	合 計	38,952,685

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,997,375 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	10,517,115
第 1 項	企 業 債	7,313,000

		千円
第 2 項	出 資 金	2,626,000
第 3 項	一般会計補助金	563,290
第 4 項	国庫補助金	8,623
第 5 項	基金収入	2
第 6 項	その他資本収入	6,200
第 2 款	西部医療センター資本収入	951,380
第 1 項	企 業 債	214,000
第 2 項	一般会計補助金	726,176
第 3 項	基金収入	4
第 4 項	その他資本収入	11,200
第 3 款	緑市民病院資本収入	176,258
第 1 項	企 業 債	100,000
第 2 項	一般会計補助金	76,258
収 入	合 計	11,644,753

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	11,048,331
第 1 項	建設改良費	10,101,444
第 2 項	償 還 金	916,885
第 3 項	投 資	30,002
第 2 款	西部医療センター資本支出	2,366,454
第 1 項	建設改良費	445,398
第 2 項	償 還 金	1,886,052
第 3 項	投 資	35,004
第 3 款	緑市民病院資本支出	227,343
第 1 項	建設改良費	100,000
第 2 項	償 還 金	127,343
支 出	合 計	13,642,128

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとお

りと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限度額	7,627,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 6 条 一時借入金の限度額は、14,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 8 条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、954,271 千円、79,429 千円、11,200 千円及び 58,788 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,501,360 千円及び 1,365,724 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、

2,626,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,000,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	強力放射線深部治療装置	1 台
		血管連続撮影装置	3 台
		全身用X線コンピュータ断層診断装置	1 台
		放射線治療計画システム	1 式

平成 31 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 279,258,000 立方メートル
(1 日 763,000 立方メートル)

給 水 戸 数 1,321,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第 1 款	水 道 事 業 収 益	51,322,072
第 1 項	営 業 収 益	50,127,651
第 2 項	営 業 外 収 益	1,184,421
第 3 項	特 別 利 益	10,000

支 出

千円

第 1 款	水 道 経 営 費	51,012,072
第 1 項	営 業 費 用	44,306,904
第 2 項	営 業 外 費 用	6,645,168
第 3 項	特 別 損 失	50,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,478,571千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,839,908
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	117,000
第3項	県補助金	89,695
第4項	他会計貸付金返還金	135,802
第5項	基金収入	3,750
第6項	基金繰入金	18,152
第7項	その他資本収入	1,975,509

支 出		千円
第1款	資本的支出	26,318,479
第1項	建設改良費	19,870,684
第2項	償還金	6,444,045
第3項	投資	3,750

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成32年度から平成34年度まで	9,000,000千円
設計積算システムの 改修・保守業務委託	平成32年度から平成40年度まで	570,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	水道基幹施設整備費にあてるため
限 度 額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,700,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、52,565 千円、110,808 千円及び 68,507 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、117,000 千円である。

平成 31 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 23,058,000 立方メートル
(1 日 63,000 立方メートル)

事業所数 115 力所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	千円
第 1 款	工業用水道事業収益		1, 073, 794
第 1 項	営 業 収 益		947, 598
第 2 項	営 業 外 収 益		125, 696
第 3 項	特 別 利 益		500

		支 出	千円
第 1 款	工業用水道経営費		1, 063, 794
第 1 項	営 業 費 用		989, 614
第 2 項	営 業 外 費 用		72, 680
第 3 項	特 別 損 失		500
第 4 項	予 備 費		1, 000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 567,842 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	21,940
第1項	出資金	2,514
第2項	その他資本収入	19,426

支 出		千円
第1款	資本的支出	589,782
第1項	建設改良費	453,980
第2項	他会計借入金返還金	135,802

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	平成 32 年度	100,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,514 千円である。

平成 31 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,077 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
 処理水量 年間442,860,000 立方メートル
 (1日 1,210,000 立方メートル)
 水洗便所の改造 800 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	76,589,422
第 1 項	営業収益	69,830,128
第 2 項	営業外収益	6,754,294
第 3 項	特別利益	5,000
支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	75,229,422
第 1 項	営業費用	65,758,745
第 2 項	営業外費用	9,430,677
第 3 項	特別損失	30,000
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,943,449 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額 5,770 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	31,245,726
第1項	企業債	22,000,000
第2項	国庫補助金	7,984,900
第3項	その他資本収入	1,237,176
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	23,650

支 出		千円
第1款	資本的支出	70,183,405
第1項	建設改良費	43,287,346
第2項	償還金	26,878,179
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	17,880

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	平成32年度から平成35年度まで	40,000,000 千円
污泥処理場運転管理委託	平成32年度	145,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため

限 度 額	22,009,000 千円	
	下 水 道 事 業 建 設 費	22,000,000 千円
	水 洗 便 所 改 造 資 金 貸 付 金	9,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、30,442,198 千円、3,509,467 千円、108,185 千円、93,901 千円、30,000 千円、27,000 千円及び 67,143 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,785 千円である。

平成 31 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------------------|------|-------------------|
| (1) 経 営 計 画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 908 両 |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 36,380,400 キロメートル |
| | | (1 日 | 99,400 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 129,783,600 人 |
| | | (1 日 | 354,600 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 乗合自動車購入及び停留所施設整備 | | |

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	自動車運送事業収益	27,297,143
第 1 項	営 業 収 益	22,813,439
第 2 項	営 業 外 収 益	4,261,866
第 3 項	特 別 利 益	221,838
支 出		千円
第 1 款	自動車運送事業費	26,354,544
第 1 項	営 業 費 用	25,969,707
第 2 項	営 業 外 費 用	374,837
第 3 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,552,935千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	2,248,583
第1項	企業債	1,742,000
第2項	出資金	500,000
第3項	その他資本収入	6,583

支 出		千円
第1款	資本的支出	4,801,518
第1項	建設改良費	1,852,312
第2項	企業債償還金	939,206
第3項	借入金返還金	2,000,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
本郷バスターミナル 改修の設計	平成32年度	10,000千円
庶務事務システムの 改修	平成32年度から平成33年度まで	35,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 自動車運送事業整備費にあてるため

限 度 額	1,742,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、123,625千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,234,418千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,281,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、386,084千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、

147,817 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、2,300,000 千円と定める。

平成 31 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|-------------------|
| (1) 経 営 計 画 | 最多運転車両数 | 1 日 | 674 両 (116 編成) |
| | 運 転 キ ロ | 年間 | 69,430,200 キロメートル |
| | | (1 日 | 189,700 キロメートル) |
| | 乗 車 人 員 | 年間 | 488,683,200 人 |
| | | (1 日 | 1,335,200 人) |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両購入及び駅施設整備 | | |

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	高速度鉄道事業収益	100,312,742
第 1 項	営 業 収 益	90,852,077
第 2 項	営 業 外 収 益	9,460,665

支 出		千円
第 1 款	高速度鉄道事業費	86,619,996
第 1 項	営 業 費 用	75,940,108
第 2 項	営 業 外 費 用	10,669,888
第 3 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 1,995,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 37,058,270 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	18,896,878
第1項	企業債	12,808,000
第2項	出資金	2,387,000
第3項	貸付金返還金	1,000,000
第4項	一般会計補助金	1,693,992
第5項	国庫補助金	616,882
第6項	県補助金	30,000
第7項	その他資本収入	361,004

支 出		千円
第1款	資本的支出	53,960,148
第1項	建設改良費	15,001,277
第2項	企業債償還金	38,448,871
第3項	出資金	500,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成32年度から平成34年度まで	10,000,000 千円
軌道総合管理システムの改修	平成32年度	103,000 千円

庶務事務システムの 平成 32 年度から平成 33 年度まで 140,000 千円
改修

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため		
限 度 額	12,808,000 千円		
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費	10,813,000 千円	
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債	1,995,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元 金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還 又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融 資条件による。		

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、29,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、
212,003 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,380,000 千円及び 125,356 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、802,340 千円である。

3 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,863,203 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,387,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

名古屋市告示第 132 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

平成31年 3 月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧期間

平成31年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第 99号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時45分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで

3 縦覧場所

土地又は家屋の所在する区を所管する市税事務所並びに土地又は家屋の所在する区の区役所及び支所

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 133号

名古屋市徳重北部土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

平成31年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市徳重北部土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

平成31年 3月20日

4 清算人の氏名及び住所

花 井 一 徳	名古屋市緑区元徳重一丁目1206番地
花 井 清 徳	名古屋市緑区熊の前一丁目 101番地
近 藤 哲	名古屋市緑区熊の前一丁目1502番地
近 藤 喜久男	名古屋市緑区元徳重一丁目 606番地
寺 島 武 夫	名古屋市緑区元徳重一丁目1619番地
服 部 兼 行	名古屋市緑区熊の前一丁目 506番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 134号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成31年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
合同会社ドリーム さいたま市浦和区 常盤九丁目22番 7 号	夢工房名駅 名古屋市中村区名 駅四丁目17番18号	就労継続支援 A型	2310101338	平成31年 2月 1日
ウェルビー株式会 社 東京都中央区銀座 二丁目 3番 6号	ウェルビー名古屋 駅前第 2センター 名古屋市中村区椿 町10番14号	就労移行支援	2310101346	平成31年 2月 1日
株式会社H e a r t s キャリアセン ター 名古屋市北区大曾 根二丁目12番 7号	名古屋名西キャリ アセンター 名古屋市西区南川 町76番地	就労移行支援	2310201278	平成31年 2月 1日
有限会社ジ・ジ・ ジ	訪問介護事業所 F i v e D o c k	居宅介護 重度訪問介護	2317101075	平成31年 2月 1日

愛知県丹羽郡扶桑町大字南山名字新津 8番地 2	名古屋市千種区山添町 1丁目43番地の 2			
株式会社医療給食 名古屋市北区中切町 5丁目17番地	ショートステイオ アシス大樹 名古屋市北区中切町 5丁目27番地の 1	短期入所	2317301436	平成31年 2月 1日
株式会社ALOH A 名古屋市名東区引山四丁目 618番地	ヘルパーステーシ ョンALOH A 名古屋市名東区引山四丁目 618番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001191	平成31年 2月 1日
みんなのえがお株 式会社 名古屋市名東区香南二丁目 301番地	みんなのえがお・ 愛 名古屋市名東区香南二丁目 301番地	生活介護	2318001209	平成31年 2月 1日
スマイルハート合 同会社 名古屋市千種区鹿子殿17番17号	S m i l e D a y ' s 名古屋市名東区猪子石原一丁目1408 番地	生活介護	2318001217	平成31年 2月 1日
株式会社L I T A L I C O 東京都目黒区上目黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス藤が丘 名古屋市名東区小池町60番地	就労移行支援	2318001225	平成31年 2月 1日
特定非営利活動法 人バウムカウンセ リングルーム 名古屋市西区又穂町 6丁目46番地の	指定共同生活介護 すみれ 名古屋市中川区江松四丁目 650番地	共同生活援助	2321300226	平成31年 2月 1日

1				
株式会社医療給食 名古屋市北区中切 町 5丁目17番地	ケアホームオアシ ス大樹 名古屋市北区中切 町 5丁目27番地の 1	共同生活援助	2327300220	平成31年 2月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 135号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成31年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
MAAM合同会社 名古屋市熱田区二 番二丁目 1番27号	相談支援事業所ぼ ちぼち 名古屋市熱田区二 番二丁目 1番27号	特定相談支援	2331100137	平成31年 2月 1日
		障害児相談支 援	2371100138	
みんなのえがお株 式会社 名古屋市名東区香 南二丁目 301番地	つ・な・ぐ 名古屋市名東区香 南二丁目 301番地	特定相談支援	2338000140	平成31年 2月 1日
		障害児相談支 援	2378000141	
特定非営利活動法 人A d o n i s L i f e 名古屋市南区塩屋 町 3丁目 5番地の 1	相談支援事業所つ くしみなみ 名古屋市南区塩屋 町 3丁目 5番地の 1	特定相談支援	2338100205	平成31年 2月 1日
		障害児相談支 援	2378100206	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 136号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社タンポポ 名古屋市北区楠四 丁目 610番地	タンポポ福祉サー ビス楠事業所 名古屋市北区楠四 丁目 610番地	就労継続支援 A型	2317301030	平成31年 1月10日
合同会社 J C O MMANDER 名古屋市守山区守 山二丁目 9番 2号	訪問介護ステーシ ョン神無赤塚店 名古屋市東区芳野 三丁目 9番23号	居宅介護 重度訪問介護	2317200570	平成31年 1月14日
株式会社A L E 名古屋市港区東蟹 田 902番地	A L E 名古屋市港区東蟹 田 902番地	就労継続支援 A型	2311300871	平成31年 1月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 137号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成31年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
合同会社エムエス アイ 名古屋市中村区岩 塚町字小池 1番地 の12	訪問介護本舗ハー トネット 名古屋市港区港北 町 3丁目19番地	同行援護	2311200832	平成31年 3月 1日
株式会社やさしい 手南陽 名古屋市港区畑中 二丁目1110番地	やさしい手南陽南 陽訪問介護事業所 名古屋市港区畑中 二丁目1110番地	居宅介護 重度訪問介護	2311200865	平成31年 3月 1日
有限会社海まりん 名古屋市中川区戸 田 ゆたか 一丁目 2902番地	デイサービスセン ターあくあ 名古屋市中川区供 米田二丁目 904番 地	短期入所	2311300285	平成31年 3月 1日
株式会社ウィング	ぶるーすかい	短期入所	2317301444	平成31年

名古屋市西区牛島町 2番10号	名古屋市北区川中町 6番36号			3月 1日
株式会社恵 名古屋市緑区鳴海町字上汐田12番地	みんなの家ふわふわ守山 名古屋市守山区大字上志段味字道光331番地	短期入所	2317601637	平成31年 3月 1日
	ウィズワークス守山 名古屋市守山区大字上志段味字道光331番地	就労継続支援 B型	2317601645	平成31年 3月 1日
	リル守山 名古屋市守山区大字上志段味字道光331番地	生活介護	2317601645	平成31年 3月 1日
	グループホームふわふわ守山 名古屋市守山区大字上志段味字道光331番地	短期入所	2317601652	平成31年 3月 1日
社会福祉法人ゆたか福祉会 名古屋市南区泉楽通 4丁目 5番地の 3	ゆたか生活支援事業所みなみ 名古屋市南区元塩町 1丁目 1番地の 1	自立生活援助	2318101066	平成31年 3月 1日
	デイサービス宝南 名古屋市南区元塩町 3丁目 1番地の 1	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生	2318101074	平成31年 3月 1日

		活訓練)		
株式会社清心介護 名古屋市緑区鎌倉 台二丁目1901番地 の 2	ヘルパーステーシ ョン鶴の会 名古屋市緑区鎌倉 台二丁目1901番地 の 2	居宅介護 重度訪問介護	2318501372	平成31年 3月 1日
株式会社恵 名古屋市緑区鳴海 町字上汐田12番地	グループホームふ わふわ守山 名古屋市守山区大 字上志段味字道光 331番地	共同生活援助	2327600215	平成31年 3月 1日
ラフテル株式会社 愛知県長久手市岩 作床寒23番地 1	サニーホーム 名古屋市緑区鳥澄 三丁目1818番地	共同生活援助	2328500091	平成31年 3月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 138号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
合同会社橋本 名古屋市南区鶴里 町 1丁目50番地	第 2ケアセンター ゆう 名古屋市南区鶴里 町 1丁目50番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318100811	平成31年 2月16日
企業組合カトレア ・サービス 名古屋市西区菊井 一丁目10番10号	アーチさくら障害 者支援センター 名古屋市南区見晴 町 1番地の15	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2318100084	平成31年 2月17日
カイトキ産業株式 会社 名古屋市中川区吉 津一丁目2109番地	訪問介護カイトキ さん 名古屋市中川区吉 津一丁目2109番地	居宅介護 重度訪問介護	2311300780	平成31年 2月28日
特定非営利活動法 人アルテミス 名古屋市中区錦二	障害福祉サービス 事業所アルテミス 名古屋市中区錦二	就労移行支援 就労継続支援 B型	2316100888	平成31年 2月28日

丁目 5番31号	丁目 5番31号			
株式会社ライフ イン 名古屋市緑区大高 町字伊賀殿13番地 の 1	訪問介護事業所ハ ンズ名古屋南 名古屋市緑区浦里 三丁目 188番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501034	平成31年 2月28日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 139号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
特定非営利活動法 人ことだま 愛知県小牧市南外 山 397番地	K o t o h a 障害 相談支援センター 名古屋市守山区森 孝一丁目1312番地	一般相談支援	2337600197	平成31年 2月28日
		特定相談支援		
		障害児相談支 援	2377600198	
社会福祉法人ゆた か福祉会 名古屋市南区泉楽 通 4丁目 5番地の 3	ワークセンターフ レンズ星崎 名古屋市南区石元 町 3丁目28番地の 3	特定相談支援	2338100049	平成31年 2月28日
		障害児相談支 援	2378100107	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 140号

名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成31年 3月22日

名古屋市長 河 村 た かし

- 1 組合の名称
名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区桶狭間北三丁目1307番地
- 3 設立認可の年月日
平成25年 3月27日
- 4 変更認可の年月日
平成31年 3月22日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 141号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 4第 1項に規定する指定緊急避難場所として、次のとおり指定しました。

平成31年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月 日	対象とする異常な 現象の種類
名古屋市苗代コミュニティセンター	名古屋市守山区小幡 南一丁目19番12号	平成30年 2月23日	洪水・内水氾濫 土砂災害
MEGAドン・キホー テUNY東海通店	名古屋市港区港明一 丁目10番28号	平成30年 3月 6日	津波
名古屋市天白学校体育 センター	名古屋市天白区菅田 一丁目 501番地	平成30年 3月12日	洪水・内水氾濫 土砂災害 地震
レインボー港店	名古屋市港区寛政町 四丁目34番地	平成30年 3月12日	津波
レインボー港店（駐車 場棟）	名古屋市港区寛政町 四丁目34番地	平成30年 3月12日	津波
KEIZ港店（自走式 駐車場）	名古屋市港区砂美町 151番地	平成30年 3月12日	津波
美容あいち会館	名古屋市中区上前津 二丁目10番28号	平成30年 4月 2日	洪水・内水氾濫

愛知県立城北つばさ高等学校	名古屋市北区福德町 広瀬島 350番 4号	平成30年 4月 2日	洪水・内水氾濫
名古屋市正色保育園	名古屋市中川区下之一色字宮分79番 1号	平成30年 4月25日	津波
市営畑田荘 7棟	名古屋市中川区畑田町 2丁目 6番地	平成30年 4月25日	津波
名古屋市港保育園	名古屋市港区築盛93番 1号	平成30年 4月25日	津波
メガコンコルド1220名古屋みなと23号通り店	名古屋市港区遠若町二丁目59番地の 2	平成30年 5月17日	津波
シンザン南陽店（立体駐車場）	名古屋市港区知多一丁目 214番地	平成30年 5月17日	津波
特別養護老人ホーム東茶屋御苑	名古屋市港区東茶屋二丁目 401番地の 1	平成29年 5月17日	津波
株式会社ワキタ名古屋みなと営業所	名古屋市港区神宮寺2丁目 702番地	平成29年 5月17日	津波
愛知県立城北つばさ高等学校	名古屋市北区福德町 広瀬島 350番 4号	平成30年 6月 8日	地震
Kスクエアサウス	名古屋市南区柴田本通二丁目 1番の 2	平成30年 7月 1日	津波
みつば保育園	名古屋市天白区大根町57番地	平成30年 7月31日	洪水・内水氾濫 土砂災害
成海神社社務所	名古屋市緑区乙子山85番地	平成30年 7月31日	洪水・内水氾濫 土砂災害
特別養護老人ホームオーネスト神穂	名古屋市瑞穂区神穂町 5番10号	平成30年 8月27日	津波
東邦ガスエネルギーセンター	名古屋市港区港明二丁目 3番 1号	平成30年 9月21日	津波
ららぽーと名古屋みなとアクルス立体駐車場	名古屋市港区港明二丁目 3番 2号	平成30年 11月21日	津波

名古屋市川中コミュニティセンター	名古屋市北区福德町 4丁目37番地の 8	平成31年 1月 8日	洪水・内水氾濫
名古屋市農業文化園	名古屋市港区春田野 二丁目3204番地	平成31年 1月23日	津波
市営稲永荘集会所	名古屋市港区野跡五 丁目 3番	平成31年 1月30日	洪水・内水氾濫
市営みなと荘集会所 1 棟	名古屋市港区野跡四 丁目 1番	平成31年 1月30日	洪水・内水氾濫
市営みなと荘集会所 6 棟・市営みなとシルバ ー南集会所	名古屋市港区野跡三 丁目 5番 4号	平成31年 1月30日	洪水・内水氾濫
市営みなと荘集会所 7 棟	名古屋市港区野跡三 丁目 5番	平成31年 1月30日	洪水・内水氾濫
市営シティファミリー 鴨浦集会所	名古屋市港区野跡二 丁目 5番 4号	平成31年 1月30日	洪水・内水氾濫
市営港楽荘 1棟	名古屋市港区港楽一 丁目 1番10号	平成31年 1月30日	津波
市営戸田荘西 5棟	名古屋市中川区戸田 明正三丁目 801番	平成31年 2月25日	津波
市営戸田荘西 6棟	名古屋市中川区戸田 明正三丁目 801番	平成31年 2月25日	津波
市営氷室荘 A 棟	名古屋市南区氷室町 19番	平成31年 2月25日	津波
市営氷室荘 B 棟	名古屋市南区氷室町 19番	平成31年 2月25日	津波

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 142号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 6第 1項の規定により、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消しました。

平成31年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日	対象とする異常な現象の種類
大森特別緑地保全地区	名古屋市守山区大森二丁目	平成29年 9月 1日	地震
川原特別緑地保全地区	名古屋市昭和区川名本町 4丁目	平成29年 10月23日	地震
大高城跡公園	名古屋市緑区大高町字城山・字向山	平成30年 2月27日	地震 大規模な火事
ユニー株式会社アピタ東海通店	名古屋市港区港明一丁目10番28号	平成30年 3月 6日	津波
豊成団地 1号棟	名古屋市中川区豊成町 1番	平成30年 6月26日	津波
南成タウンビル	名古屋市南区柴田本通 2丁目 1番の 2	平成30年 7月 1日	津波
名古屋市島田第二保育園	名古屋市天白区大根町 57番地	平成30年 7月30日	洪水・内水氾濫 土砂災害

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 143号

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 1項に規定する指定避難所として、次のとおり指定しました。

平成31年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月 日
名古屋市苗代コミュニティセンター	名古屋市守山区小幡南一丁目19番12号	平成30年 2月23日
名古屋市天白学校 体育センター	名古屋市天白区菅田一丁目 501番地	平成30年 3月12日
第三幼稚園	名古屋市西区那古野二丁目15番 1号	平成30年 3月23日
美容あいち会館	名古屋市中区上前津二丁目10番28号	平成30年 4月 2日
愛知県立城北つば さ高等学校	名古屋市北区福德町広瀬島 350番 4号	平成30年 4月 2日
みつば保育園	名古屋市天白区大根町57番地	平成30年 5月15日
富士文化幼稚園	名古屋市港区小賀須一丁目 801番地	平成30年 7月30日
成海神社社務所	名古屋市緑区鳴海町乙子山85番地	平成30年 7月31日

名古屋市川中コミュニティセンター	名古屋市北区福德町 4丁目38番地の 8	平成31年 1月 8日
市営稲永荘集会所	名古屋市港区野跡五丁目 3番	平成31年 1月30日
市営みなと荘集会所 1棟	名古屋市港区野跡四丁目 1番	平成31年 1月30日
市営みなと荘集会所 6棟・市営みなとシルバー南集会所	名古屋市港区野跡三丁目 5番 4号	平成31年 1月30日
市営みなと荘集会所 7棟	名古屋市港区野跡三丁目 5番	平成31年 1月30日
市営シティファミリー鴨浦集会所	名古屋市港区野跡二丁目 5番 4号	平成31年 1月30日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 144号

災害対策基本法に基づく指定避難所の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 2項の規定により、指定避難所の指定を次のとおり取り消しました。

平成31年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日
アーバンラフレ小幡集会所	名古屋市守山区小幡太田 1番18号	平成30年 4月 2日
名古屋市島田第二保育園	名古屋市天白区大根町57番地	平成30年 5月15日
旧亀島小学校	名古屋市中村区亀島一丁目 5番29号	平成30年 6月25日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 145号

行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第19条第 1項及び第54条第 1項の規定に基づき、豊明市と行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定を次のように締結しましたので、同法第19条第 5項の規定により公示します。

平成31年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定

道路法（昭和27年法律第 180号）第19条第 1項及び第54条第 1項の規定により、行政区画の境界に係る道路の管理及び費用の負担について、名古屋市（以下「甲」という。）と豊明市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1条 この協定は、甲及び乙が、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理（以下「管理」という。）を行うべき範囲（以下「管理区分」という。）を明確にし、もって適正な道路管理に資することを目的とする。

（協定対象区間）

第 2条 本協定に係る道路及びその対象区間は、別図及び下表のとおりとする。

市道路線名	区 間
名古屋市道 鳴海町第 365号線	名古屋市緑区大清水東 814番地先から 名古屋市緑区鳴海町字大清水69番1386地先まで

豊明市道	豊明市間米町鶴根1072番 7地先から
間米75号熊野豊明線	豊明市間米町鶴根1072番 379地先まで

(管理区分及び管理者)

第 3条 前条の区間における道路の管理区分及び管理者は、別図に表示する部分とし、次により色別するものとする。

甲が管理を行う部分 赤色の部分

乙が管理を行う部分 青色の部分

2 この協定の締結後、本協定の適用内容を追加、若しくは変更する必要が生じたときには、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(災害等の特例)

第 4条 対象区間が災害又は損傷（以下「災害等」という。）を受けた場合で緊急を要するときは、甲及び乙は、第 3条第 1項に規定する管理区分にかかわらず、応急復旧工事、その他必要な応急措置（以下「応急措置等」という。）を行うことができるものとする。

2 前項の応急措置等を行った者は、事後速やかに管理区分にて定める管理者に通知しなければならない。

3 対象区間が災害等を受けた場合で、第 3条第 1項に規定する管理区分により災害等の復旧を行うことが適当でないと認められる場合は、同項の規定にかかわらず、甲及び乙は、その都度協議して、復旧方法を定めることができるものとする。

(対象区間の管理を行う場合の協議等)

第 5条 第 3条第 1項に規定する管理区分に従い、管理を行う場合において、他の道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、甲又は乙は、あらかじめ工事設計書その他必要な図書を添えて、相互に協議するものとする。

ただし、軽易なものについては、相互に通知することをもって協議にかえることができるものとする。

(費用負担)

第 6条 対象区間の管理に関する費用は、第 3条第 1項に規定する管理区分に従い、甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の規定により費用を負担することが適当でないと認められる場合においては、甲及び乙が協議して別に定めることができる。

(損害賠償)

第 7条 甲又は乙は、道路の設置又は管理の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、第 3条第 1項に規定する管理区分に従い、これを賠償する責に任ずるものとする。

(その他)

第 8条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成31年 3月 5日から施行する。

この協定を証するため協定書 2通を作成し、双方記名押印のうえ各 1通を保有する。

平成31年 3月 5日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河 村 た か し

乙 豊明市

代表者 豊明市長 小 浮 正 典

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市監査委員規程第 1 号

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成31年 3 月20日

名古屋市監査委員	福 田 誠 治
同	丹 羽 ひろし
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程（平成16年監査委員規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 款 行政文書の管理（第30条―第41条）」を「第 5 款 行政文書の管理（第30条―第41条）
第41条の 2）」に改める。
第 6 款 雑則（

第 2 章第 1 節第 5 款の次に次の一款を加える。

第 6 款 雑則

（他の情報システムによる電子決裁）

第41条の 2 第19条、第20条、第22条及び第24条の規定にかかわらず、他の情報システム（行政文書の起案、決裁等の事務の処理を行う機能を持つものに限る。）による電子決裁等の方法は、情報システム管理者が別に定めるものとする。この場合において、当該情報システム管理者は、あらかじめ監査第一課長に協議するものとする。

附 則

この規程は、平成31年 3 月22日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 6号

教育委員会定例会の開催について

平成31年 3月26日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成31年 3月18日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

請願審査について

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則
及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について

教育長等専決規則の一部を改正する規則案について

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について

ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画の策定について

第 3期名古屋市教育振興基本計画の策定について

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定、変更及び委託通学措置の実施について

名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第7号

名古屋市美術館の臨時休館について

作品展示作業のため、名古屋市美術館条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号）第2条第4項の規定に基づき、名古屋市美術館を平成31年7月2日から同年7月31日まで、同年12月17日から平成32年1月7日まで及び平成32年3月3日から同年3月31日まで臨時休館します。

平成31年3月20日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市美術館総務課

名古屋市教育委員会告示第 8号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、平成31年 3月20日から施行します。

平成31年 3月20日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

個人演説会等公営施設設備及び費用額 中区の表中

「

名古屋市立 松原小学校	ブレイルーム	64	椅子 0脚 40人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
----------------	--------	----	-----------------	----	----	----	-------	-------	-------	---	-------	-------	-------

」

を

「

名古屋市立 松原小学校	トワイライトルーム	64	椅子 0脚 40人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
----------------	-----------	----	-----------------	----	----	----	-------	-------	-------	---	-------	-------	-------

」

に改める。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校整備課

名古屋市教育委員会告示第 9号

名古屋市総合体育館の臨時休館期間の変更について

平成30年名古屋市教育委員会告示第16号（名古屋市総合体育館の臨時休館について）で告示した名古屋市総合体育館サンホール、第 1研修室、第 2研修室、第 3研修室、第 1和室、第 2和室の休館期間を平成31年 1月21日から平成32年 4月10日までに変更します。

平成31年 3月22日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月19日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

名古屋市人事委員会規則第 1 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「午後 5 時15分まで」を「午後 5 時30分まで」に改める。

第 1 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

第 1 条の 6 の 2 任命権者は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条第 3 項に規定する官公署の事業に従事する者、同法第41条第 1 号に規定する者及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。以下この条において「特定職員」という。）に超過勤務（条例第 8 条に規定する勤務及び職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号）第16条第 3 項に規定する休日における正規の勤務時間中の勤務をいう。以下この条において「超過勤務等」という。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分

に応じ、当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務等を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する特定職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の特定職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1 箇月において超過勤務等を命ずる時間について45時間

（イ） 1 年において超過勤務等を命ずる時間について 360 時間

イ 1 年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった特定職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1 年において超過勤務等を命ずる時間について 720 時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに別に定める期間において別に定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が認めるものに勤務する特定職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1 箇月において超過勤務等を命ずる時間について 100 時間未満

イ 1 年において超過勤務等を命ずる時間について 720 時間

ウ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務等を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1 年のうち 1 箇月において45時間を超えて超過勤務等を命ずる月数について 6 箇月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて、任命権者が特に緊急の必要があると認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する特定職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務等を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は適用しない。別に定める期間において特例業務に従事していた特定職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務等を命ずる必要がある場合として別に定める

場合も、同様とする。

- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて特定職員に超過勤務等を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務等を必要最小限のものとし、当該超過勤務等を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該超過勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第1条の7第2項第1号中「週休日に当たる場合の当該週休日（その日が1月2日で月曜日に当たる場合を除く。）」を「週休日（その日が1月2日で月曜日に当たる場合を除く。）に当たる場合の当該週休日」に改める。

第6条第1項中「（第4号に掲げる職員にあつては、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第7条第5項第6号に規定する市長が特に必要と認めた場合に限る。）」を削り、「勤務した期間」の次に「（第4号に掲げる職員にあつては、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第7条第5項各号に掲げる在職期間）」を加え、同項第4号中「第2条第7号に規定する国等の職員」を「第7条第5項の規定により職員としての引き続く在職期間に通算する在職期間を有する者」に改める。

第8条第2項を次のように改める。

- 2 条例第14条第1号に規定する特別休暇の期間は1日単位又は時間単位に、同条第6号に規定する特別休暇の期間は1日単位に分割することができるものとし、時間単位に分割する場合にあつては1日をもって8時間とする。

第9条第1項中「別記様式第4」の次に「又は別記様式第4の2」を加える。
別記様式第4を次のように改める。

様式第 4

特別休暇簿（1 日単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)	(職員番号)	(氏名)	
承認印			本人 印	期 間	計	備考
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	
				月 日 から 月 日 まで	日	

(規格 A4)

別記様式第 4 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 の 2

特別休暇簿（時間単位）

年 月 日から 年 月 日まで			(所属名)	(職員番号)	(氏名)		
承認印			本人 印	期 間		計	備考
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		
				月 日 時 分から 時 分まで	時間		

(規格 A4)

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日から平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条の6の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

出勤簿処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月19日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

名古屋市人事委員会規則第 2 号

出勤簿処理規則の一部を改正する規則

出勤簿処理規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第42号を第43号とし、第30号から第41号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第29号中「第32号」を「第33号」に改め、同号を同条第30号とし、同条中第28号を第29号とし、第19号から第27号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第18号中「特別休暇」の次に「（1 日）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

（19） 特別休暇（時間） 特時（ H）

附則に次の 1 項を加える。

- 3 第 4 条第 1 項ただし書の規定により出勤補助簿に印を押されたものについては、当分の間、第 5 条第 1 号の出勤簿の整理が行われたものとみなす。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成31年 3 月19日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

名古屋市人事委員会規則第 3 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規
則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会
規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「と絶」を「途絶」に改め、同条第 9 号の 2 及び第 9 号の 2
の 2 を次のように改める。

(9) の 2 職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第
48号。以下「勤務時間条例」という。）第14条の 2 第 1 項に規定する日常
生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その
他の世話

(9) の 2 の 2 要介護者の介護

第 3 条第 7 号中「要介護状態にある対象親族」を「要介護者」に改め、同条
第 8 号中「、連続する 3 年の期間」を「連続する 3 年の期間又は要介護者のう
ち特別支援学校の小学部及び中学部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72

条に規定する障害がある者で特別支援学校に在学しないものにあつては、小学校及び中学校）に在学する者の当該学校に在学する期間」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3月22日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

名古屋市農業委員会規程第 1号

名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

第 6条第 1項第 6号中「及び」を「、」に改め、「第70条の 6の 2第 1項」の次に「及び第70条の 6の 4第 1項」を加え、「特定」を削り、同号を同項第 7号とし、第 5号を第 6号とし、同項第 4号の次に次の 1号を加える。

(5) 農地法第43条第 1項の届出に関すること。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市交通局告示第3号

乗合自動車の運行系統の変更、廃止及び停留所の新設等について

本市乗合自動車の運行系統の変更、廃止及び停留所の新設等を次のとおり実施します。

平成31年3月18日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 変更系統

現 行		変 更 後	
系統記号	運 行 区 間	系統記号	運 行 区 間
名 駅 1 9	名古屋駅～荒江町～港区役所	名 駅 1 9	名古屋駅～尾頭橋～港区役所
金 山 2 2	金山～地下鉄高畑～戸田	金 山 2 2	金山～地下鉄高畑～戸田
金山22ハ	地下鉄高畑～八王子町～戸田	金山22ハ	地下鉄高畑～八王子町～戸田
金山22ニ	地下鉄高畑～中川商高～戸田	金山22ニ	地下鉄高畑～中川商高～戸田
金山22ト	地下鉄高畑～助光住宅～地下鉄高畑	金山22ト	地下鉄高畑～助光住宅～地下鉄高畑
東 巡 回	大曾根～東区役所～茶屋ヶ坂	東 巡 回	大曾根～東区役所～茶屋ヶ坂
中 村 巡 回	本陣～中村区役所～稲西車庫	中 村 巡 回	本陣～中村区役所～稲西車庫

2 廃止系統

系 統 記 号	運 行 区 間
幹名駅1口	菊井町～東区役所～上飯田
栄 2 0 口	栄～鶴舞公園前～御器所通

3 新設停留所

名 称	位 置	
ごにようしにちょうめ 五女子二丁目	北行 南行	中川区五女子町三丁目25番1地先 中川区五女子二丁目1109番地先
きがさきこうえん 木ヶ崎公園	西行	東区矢田三丁目919番地先
はくさんじんじゃ 白山神社	南行	東区矢田四丁目702番地先
やだにちょうめ 矢田二丁目	南行	東区矢田五丁目106番地先
こがねどおり 黄金通	北行 南行	中村区黄金通四丁目22番地先 中村区黄金通三丁目22番地先
こがねばし 黄金橋	東行 西行	中村区畑江通二丁目4番1地先 中村区畑江通一丁目18番1地先

4 増設停留所

名 称	位 置	
栄	南行	中区栄四丁目109番地先

5 名称変更停留所

現 行	変 更 後
鶴 舞 公 園 前	鶴 ^つ 舞 ^る 公 ^ま 園 ^こ 前 ^{う え ん}
城 西 病 院 前	城 ^じ 西 ^{ょ う} 病 ^{さ い} 院 ^{び ょ う い ん} 前
広 路 小 学 校	昭 ^{し ょ う} 和 ^わ 文 ^{ぶ ん} 化 ^か 小 ^{し ょ う} 劇 ^{げ き} 場 ^{じ ょ う}
東 別 院 前	東 ^ひ 別 ^{が し} 院 ^{べ つ い ん} 前
黄 金 中 学 校 前	黄 ^こ 金 ^が 中 ^ね 学 ^{ち ゅ う} 校 ^{が つ こ う} 前
伏 屋 駅	近 ^き 鉄 ^{ん て} 伏 ^{つ ふ} 屋 ^{し や}

6 位置変更停留所

名 称	変 更 後 の 位 置	
栄	18番 ～ 20番 降車	東区東桜一丁目1201番地先 東区東桜一丁目1101番地
	東行	中川区伏屋五丁目210番地先
勝手塚	東行	守山区大字上志段味字前山1432番地先
	西行	守山区大字上志段味字前山1387番地先

7 変更経路

系 統 記 号	経 路
名 駅 1 9	名古屋駅－[現行と同一経路]－八幡西通－五女子－五女子二丁目－牛立町－[現行と同一経路]－港区役所
金 山 2 2	金山－[現行と同一経路]－寺腰－助光住宅－近鉄伏屋－伏屋－[現行と同一経路]－戸田

金山 2 2 ハ	地下鉄高畑－[現行と同一経路]－寺腰－助光住宅－近鉄伏屋 －伏屋－[現行と同一経路]－戸田
金山 2 2 ニ	地下鉄高畑－[現行と同一経路]－本前田町－助光住宅－近鉄 伏屋－伏屋－[現行と同一経路]－戸田
金山 2 2 ト	地下鉄高畑－[現行と同一経路]－伏屋－近鉄伏屋－助光住宅 －寺腰－[現行と同一経路]－地下鉄高畑
東 巡 回	(往路) 大曾根－矢田－長母寺前－木ヶ崎公園－白山神社－ 矢田二丁目－大曾根－大曾根駅西－[現行と同一経路]－茶屋 ヶ坂 (復路) 茶屋ヶ坂－[現行と同一経路]－大曾根駅西－大曾根 －矢田－長母寺前－木ヶ崎公園－白山神社－矢田二丁目－大 曾根
中 村 巡 回	本陣－[現行と同一経路]－千成通－黄金中学校－黄金通－黄 金橋－城西病院－[現行と同一経路]－稲西車庫

8 実施時期

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局管理規程第 2 号

高速電車乗車料条例施行規程（昭和 5 4 年名古屋市交通局管理規程第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 3 月 1 8 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第 1 0 0 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 刃物（他の乗客に危害を及ぼすおそれのないよう梱包されたものを除く。）

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら篠原橋東店

名古屋市中川区清川町 1丁目 1番 4 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区清川町一丁目 1番 4及び 1番 6	名古屋市中川区清川町 1丁目 1番 4 ほか 1筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 北島 常好	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 北島 常好	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成31年 2月19日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成30年 2月21日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成31年 2月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 3月20日から同年 7月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 7月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら水広下店

名古屋市緑区水広二丁目 515番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区水広下土地区画整理 地内31街区 7及び 8	名古屋市緑区水広二丁目 515番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 北島 常好	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 北島 常好	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成26年11月15日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成30年 2月21日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、町名変更のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成31年 2月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 3月20日から同年 7月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 7月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 3月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら守山店

名古屋市守山区下志段味字北荒田2340番 1 ほか 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市守山区下志段味字北荒田 2340番地の 1 外 3筆	名古屋市守山区下志段味字北荒田 2340番 1 ほか 3筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 北島 常好	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 北島 常好	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成31年 2月19日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成30年 2月21日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成31年 2月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 3月20日から同年 7月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 7月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市志段味古墳群歴史の里の利用料金の公告

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第3条第2項の規定に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までに適用される名古屋市志段味古墳群歴史の里の利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

平成31年3月22日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

別表第1

区分	利用料金の額
個人（1人1回につき）	200 円
20人以上の団体（1人1回につき）	120 円
定期観覧券（1年券）	800 円
備考 小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は、無料とする。	

別表第2

使用区分	利用料金の額
大型自動車（1台1回につき）	1,200 円
普通自動車（1台1回につき）	300 円
備考 歴史の里における催物その他の行事の開催期間のうち委員会が指定する期間に利用する場合に限る。	

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室